

No. 99

1992.

10. 15

岐阜の博物館

〒501-32 関市小屋名
(百年公園内)
岐阜県博物館内
岐阜県博物館協会
TEL 0575-28-3111(代)
振替 名古屋 6 37909



山村研究の勧め

松田之利

明治の県議会の山岳党と水場党との熾烈な対抗を持ち出すまでもなく、山と水問題は、岐阜県の地域史研究の重要な課題のひとつである。しかし、山は林業(史)、水は輪中が対象とされ、しかも農林学者や地理学者による研究が主で、歴史研究者による分析は少なかったといえるであろう。歴史家とか地域史研究者はこの問題を等閑視してきたきらいがありはしないか。

そうした思いもあって、木曾を飛驒との関連で捉えることを通じて山問題を考えてみようと、ここ数年来木曾の調査を行っている。

研究をはじめてまず思ったことは、山国を生産力の低い、それゆえ遅れた地域だとか閉鎖的な地域だと捉えることは大変な間違いである、ということであった。穀物が少ないところだけに食料を手にいれるために、また周辺の米どころからみれば山国は格好の年貢米の販売先として、山国は貨幣経済が盛んであったのである。そしてそれにともなって、情報や文化もどんどん流入した。とくに木曾は江戸と名古屋・大坂などを結ぶ中山道がはしっていたから、全国的な動静をいち早く察知できたのである。

大野郡史や岐阜県史の飛驒のとらえ方が大幅に修正される必要がある。

領主の山支配を材木確保という観点だけから考えるのではなく、支配のありかたに目をむけてみると、平場とは異なる原理がはたらいていたように思う。たとえば、耕地に耕作者を縛ったような、山の民の山利用を特定区域に限定するということは当初はなかった。また、木年貢(役というべきか)を上納する山の民を、前

期から百姓として掌握していたとは思われない。

しかし元禄から享保期にかけて、材木の枯渴のほか、山の民の農民化といった情勢の変化を背景にして、領主は彼等を百姓として掌握するとともに、山地そのものへの支配を強めていく、すなわち平場と共通する政策を打出していく。

そのような視点でこの時期の飛驒代官の政策を追ってみると、元禄・享保期の幕政がもう飛驒に反映している。たとえば、森山代官の生糸などの口役銀を廃止して高山商人からの運上取り立てへと変更した政策は、飛驒の商品生産の高まりと、その高山商人による掌握に対応したものであった。このような商品経済の高まりは、全国的傾向と軌を一にしている。また長谷川忠国代官の時の、定免制・新役設置・御林山の拡大などは、まさに將軍吉宗による享保改革そのものであったし、飛驒特有とされる石代聞合法の採用も、このような一連の増徴政策への反発が、一揆(未遂)や高山町人への打ちこわしとなって現われたことへの対応であった。この石代聞合法は、木曾福島など隣国五ヶ所の相場を勘案して年貢の金納相場を定めるとしたところに、この時期の飛驒の流通が、周辺国の相場に影響されるほどに広がっていたことを示すものであるという点が重要である。

とにかく、木曾や飛驒には準公儀ともいえる尾張藩や幕府の意向や政策が直接に及んでいたから、幕政史研究の宝庫ともいえる。

もうそろそろ『夜明け前』『山の民』という古典的名作に代る、新しい山国の明治維新史の小説や研究が現れてもいい頃ではないだろうか。

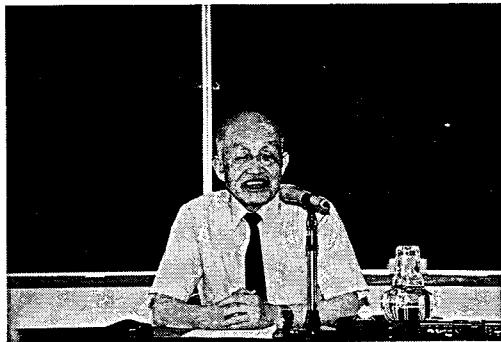
(岐阜大学教養部教授)

天領飛驒の南方山

とき 平成4年7月10日

ところ 飛驒の山樵館

講師 大野政雄氏



本年度第2回の公開講座を、4月12日に開館したばかりの古川町の「飛驒の山樵館」において実施しました。講師の大野先生は、長年、飛驒関係の郷土史書の編纂に携わるかたわら、岐阜県文化財保護審議会会長として、文化財保護に指導的立場から取り組んでおられる方です。

今回の講演では、高山市の南方に位置する山々の伐採を中心に据え、飛驒における天領政治のあり方について、先生の研究の成果を示されました。

◎ 講演要旨

飛驒の地が天領になったのは、第6代目高山城主金森頼告が^{よりとき}出羽国上山（現在の山形県上山市）に転封になった元禄5年7月のことである。

飛驒国は、金森氏第3代重頼が、表高が3万8千石（内高6万石）であるのに10万石の大名としての扱いを幕府に要求したほど、山林及び鉱山（金山、銀山）からの収入が多かった。金森氏転封の理由はいろいろ言われているが、頼告のときには鉱山が衰退していたことや、木曽の山林を尾張藩に押さえられていたことなどを考えあわせると、飛驒の山林を手にいれようとしたのが真相に近いのではないかと考えられる。

南方山とは阿多野郷と小坂郷（現在の高根村、朝日村、小坂町の一部）の山々のことといい、

白川郷と高原郷（現在の白川村、莊川村、上宝村、神岡町）の山々は北方山という。

1. 長谷川父子2代代官

第6代の飛驒代官長谷川庄五郎忠國は山林を大事にした人で、それ以前の調査の約14倍の山々を詳細に調査し、それに基づいて諸施策を実施した。着任後3年間は伐採をさせず、山に伐り捨ててあった材木や樽木を売って金10万両の収入を得た。当時の飛驒の年貢が金1万両ほどであったことからすれば、山を荒らさずに10年分の収入を1度に得たことになり、大変な功績であった。また、南方山においては、1年間に元伐賃7500両分の木を切ることを許可した。

飛驒の代官は世襲制ではなかったが、忠國の功績により息子の忠崇が跡を継ぎ、第7代の代官となった。忠崇は、8代将軍吉宗の意向を受け、『飛州志』を編纂している。この書物は、江戸中期の飛驒を知るための貴重な資料であり飛驒の研究の原典となっている。彼の時代に、北方山のうち白川郷の伐採を再開した。高原郷の伐採は、少し遅れて宝暦4年から始まった。

2. 元伐休止と山方米

明和8年、第12代代官大原彦四郎のとき、元伐を休止する旨の命が下された。幕府は、飛驒の山方（山間部）の人々に賃金を払って用材を切り出し、江戸等へ運んでいたが、長年の乱伐の結果良木が少くなり、採算が取れなくなったので中止を決めたのである。生業を奪われる山方の人々にとっては承服しかねることであった。また、高山の商人が年貢米を江戸へ直納する願書を出していることが分かった。飛驒には窓がないので、それまでは、年貢米は江戸に送らず、地元で処分したのである。運送の手数や途中の間違い等を考えると、年貢米直納は大変なことであった。このため、人々は江戸に訴えたり、国分寺で大集会を開いたり、年貢米江

戸直納協力者の家の打ち壊しなどをして、何人かの処刑者を出した。この騒動を「明和の騒動」とか「明和の打ち壊し事件」という。

当時、飛驒の年貢は3分の1金納（3分の2は米で納める）の制度であった。高山の米の公定相場が政策的に低く設定されていたので、人々にとって金納はありがたい制度であり、金納の権利が売買されたほどであった。このような米の価格設定を「安石代」という。

元伐休止の代償として、南方山に係る48か村に対して毎年米3400石が配給されることになった。やまとかたかいりまい山方買受米（略して山方米）という。安石代で、代金は1年後払いという、一種の生活補助であった。この種の制度としては、高山・古川の町民を対象とした「人別米」や、町年寄や医師等を対象とした「手当米」がある。安石代は、凶年には、1両につき米3斗5升安の特別割引きなどで、市価の8割以上安くなることもあった。

3. 大原代官、郡代となる

大原代官は、元禄の検地以降開墾された新田についての検地を予告した。ところが、実際には、旧田畠についても検地を始めようとしたので大騒動となった。代官は近隣の諸藩に鎮圧を依頼し、郡上の青山藩兵が飛驒一の宮・水無神社に集結していた1万人程の百姓を鉄砲で追い払った。この騒動は、4人の躰以下、農民に多くの犠牲者を出した。

検地実施の結果、古田畠増分と新田高入れ合わせて、1万1千石余の増となり、飛驒3郡で5万5千石となり、その功績で大原代官は郡代（10万石の格式）に昇進した。この代官は悪名高いけれども、山方米の制度を取り入れたり、鉱山の開発にも力を入れ、俳句の結社「水音社」を作り、「華の冠」等の句集を出すなど文化人でもあった。

4. 公金使い込み事件後の行政大改革

彦四郎の死後、その子亀五郎が第14代郡代になったが、部下の地役人に不徳のものが多く、失政や汚職が重なって不満が噴き出し、天明8



年に騒動が発生した。老中が田沼意次から松平定信に変わっていたこともあり、全般的に処分は農民に軽く役人側に重いものであった。大原郡代は解任されて八丈島に流され、部下の手代や地役人の多くも斬罪や解職追放処分となった。

事件後、第15代飯塚郡代は大改革を断行し、地役人の数を減らしてその給与分を飢餓用に蓄えたり、関所の数を半分に減らして不要の出費を少なくしたり、高山・古川近郷の村々を除き、すべて年貢を皆金納に切り替えるなどの善政を敷いた。寛政8年、困窮はなはだしい南方山方25か村に対し1か年2000両の元伐が許可された。

5. 近世の終末

材木の質がだんだん落ちてくる。経費ばかりがかさむ。休山にすれば山方が食えなくなる。幕末の歴代郡代にとって山方の対策問題は頭痛の種となった。最終的に1620両まで減らしても元伐は継続してもらわなければならなかつた。明治元年に梅村知事が山方米・人別米を全廃する方針を打ち出し、「梅村騒動」が起きた。この件は江馬修著『山の民』にも取り上げられている。

ちなみに、飛驒の材木は、飛驒川を流し、川辺町下麻生で筏に組み、熱田の白鳥湊から江戸や大阪に運んで、京都御所や江戸の城、町家などに使用した。伐木や運材の状況に関しては、富田礼彦著『官材図会（後、『運材図会』と書名変更）』や『木曾式伐木運材図会』、新刊の土屋秀世著『官材画譜草稿』等に詳しい。

（事務局 野原 薫）

〈実践報告〉

郷土の良さを活かした資料館づくり

岐阜県郡上郡白鳥町長瀧

白鳥町歴史民俗資料館 野里正円

白鳥町長瀧地区に、昭和59年11月白鳥町歴史民俗資料館が、同62年8月ふるさと生活博物館がそれぞれ開館した。

この地区は、古代原始宗教の祭祀の場所と言われ、奈良時代養老年間、越前の憎泰澄の白山開拓をきっかけに白山信仰の拠点美濃馬場として繁栄し、古代から中世にかけて「山に千人、麓に千人」といわれるほど賑わったが、歴史の変遷と度重なる災害によって多くの堂塔伽藍や宝物が失われた。しかし、今なお白山信仰に関係する指定文化財108件約4000点が保有されており、奥美濃の正倉院の異名が付けられている。

由緒あるこの地区に白鳥町の歴史・民俗を研究紹介する資料館が設置され、当町の特徴を考慮して、考古資料・白山信仰資料・江戸時代宝暦農民一揆資料・民俗資料を展示している。

この資料館は教育施設として開設されたものであるが、観光客向けにそして町起こしを目的に造られたであろうことも否めない。来館者は歴史・民俗研究者から一般観光客、団体客まで様々でありその都度対応が異なるのである。

資料館は教育委員会事務局の限られた人員で管理運営しているため、館に必要な学芸部、管理部等の区別はない。教育職員のOB・社会教育課の職員・依託員等によってすべて管理され

ている。仕事の内容も多種多様で、歴史・民俗の研究活動から、社会教育庶務、文化財保護活動、来観者の接客、切符切り、日直勤務、建物管理などに及ぶ。時には資料館開店休業の日もあり、来館者の有無について管理運営能力云々を問われかねない極めて厳しい状態に置かれることがある。

このような資料館運営の現状の中で、『白鳥町史資料編二』『郡上宝暦義民伝』『白鳥町の文化財』などの編集発行事業、民俗資料保存活用施設（白鳥町ふるさと生活博物館）の資料収集と建設開館、指定文化財の修復事業及び保護指導活動、仏像彫刻や各種文化財の調査・公開事業の実施、そして資料館事業や文化財保護事業に関わる教育普及活動等を行って来た。

教育機関としての当資料館は、これらの活動を積極的に進め、今後、21世紀に向けて国際化が進む中、地域の人たちが郷土の良さと独自性を再発見し、学び育つ場として利用していくだけれどと思うのである。

さらに、山岳信仰文化（白山信仰文化）、近世農民一揆（郡上宝暦騒動）、奥美濃の民俗等の研究施設として、また郷土文化財の紹介と愛護促進活動の出来る特徴ある資料館となるよう、より一層努力したいと思うのである。

（白鳥町教育委員会社会教育課主事）



白鳥町歴史民俗資料館



白鳥町仏像調査

館・園紹介 No. 83

久瀬村民俗資料館

〒501-07 摂斐郡久瀬村東津汲

TEL 0585-54-2111

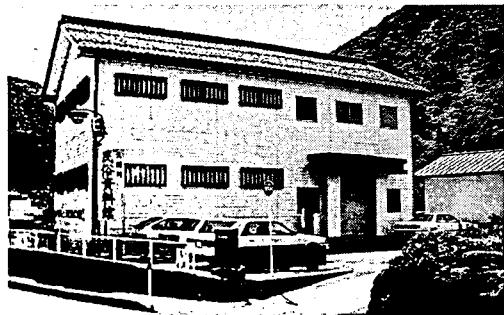
(久瀬村教育委員会)

久瀬村は岐阜県の北西部、美濃越前山地の南部に位置する純山村で、揖斐川が村の中央部を北西から南東へ貫流しています。河川は峡谷をなして流れ、山地は極めて急傾斜、したがって農耕地は少なく、森林原野が村の総面積の94%を占めています。また、県内でも最多雨地域の一つで、冬季の積雪が2mに達することも珍しくありません。

当資料館は、このような山村の厳しい自然条件のもとで生活してきた人々が、必要に応じて生み出し使用してきた生産用具、生活用具を中心を集めました。

昭和40年代半ばに開催された村の第1回文化祭で民俗資料を展示したのを契機に、翌年からは展示した民俗資料を寄付していただいて資料の収集が始まり、昭和61年ごろまで15年間ほど続けました。この間、学校の統廃合で廃校となつた旧日坂小学校校舎に資料を保管していましたが、昭和60年に当館が開館したので、それ以後は当館が資料の収集と保管にあたっています。

生産用具は、今は衰退してしまったものかつて生業であったお茶、紙漉き、炭焼き、養蚕、農耕に関するものがよく集められています。また、生活用具のなかでは食生活に関するものが比較的多く、衣類はあまり集まらなかったそう



です。

館内は養蚕、製紙、製茶、製炭に関するものをはじめ、農具、漁具、木地師・学事・交通通信関係資料、この地方特有の民具などが展示しております。なかでも、自然の木の股を利用して作ったセタや、種子を保存しておくタネヅツ等は貴重な資料といわれています。

村内では縄文・弥生時代の遺跡が13か所発見されており、そこから出土した石器、刀子、土器なども展示されています。

また、久瀬村には室町期の古い形態を残す能面が46面残っており、いずれも県の重要文化財（工芸品）に指定されています。一つの村がこれほど多くの能面を保有することは全国的にも珍しく、能を研究するうえでも貴重な存在です。当館には、46面すべての原寸大写真が掲示しています。

開館の案内

日曜・祝祭日：午前9時～午後4時

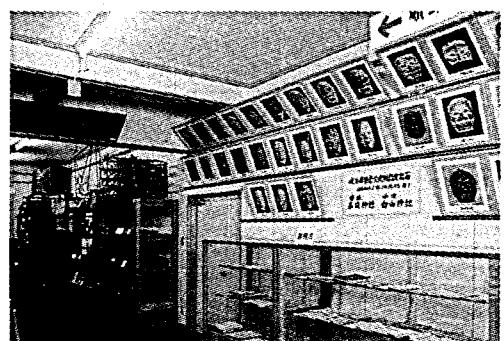
平日：久瀬村教育委員会へ申し込んでください。

休館日：年末年始 12/29～1/3

第2・第4土曜日

入館料：大人100円 小人50円

（岐阜県博物館 安田 守）



第23回会員研修会報告

「奥美濃地区を例とした 地域博物館のあり方」など

第23回研修会は、下記の内容で実施した。

研修内容

・第1日目

研修；資料の保存－博物館資料の虫害対策－
提案者　國光正宏・説田健一学芸員
(岐阜県博物館)

講演；「奥美濃地区を例とした

地域博物館のあり方」

講師　斎藤仁司氏(斎藤美術館館長)

見学； 斎藤美術館

奥美濃おもだか家民芸館

遊童館

懇親会

・第2日目

見学；郡上八幡博覧館

八幡城

参加者は13名であった。

講演について

斎藤館長は、美術館開館までの経緯から、地域博物館の運営の苦労、その対応について、経験を踏まえ話された。中でも、中庭に神秘的な音色をかなでる水琴窟を復元され、美術鑑賞の一種の清涼剤として、静に動を混じえた工夫として興味あることである。さらに、この水琴窟



研修会風景

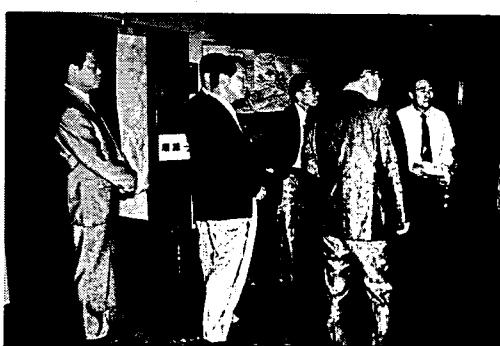
と音楽とのデュエットコンサートを開催するなどし、個性ある美術館にとどまらず、地域住民の生活の質の向上をも考えておられることは、多様化した時代の博物館のあり方の一つの試みとして大いに参考になることである。

資料の保存について

日本の文化財は、木、紙、膠、糊など有機物で造られているものが多いため、昆虫の餌や住家となりやすく、大きな被害を受けることが多い。そのため、定期的な清掃や薬剤を用いての予防が是非必要である。しかし、文化財に虫害が発生した場合には、加害虫を採取し、種類を同定し、生態を調べ、それに立脚した防除対策を取る必要がある。

昆虫の種類は極めて多いが、文化財を加害する昆虫は、分類上シロアリ、コウチュウ、ショウ、ゴキブリ、ハチ、シミ、チャタテムシ、バッタ、ハエの9目である。それ故、文化財保存関係者は、その主要害虫の生態の概要をつかむとともに、加害虫を採取したり、脱皮殻、虫糞、被害状況などから加害虫の見当をつけるなどの学習をしておきたいものである。

“この研修会を行うにあたり、八幡町役場観光課、各見学館の方々にはお世話をになりました。”



見学会風景

(研修委員長　國光正宏)